

壱岐市学校給食センターによる食物アレルギー対応の基本方針及び実施基準

I 壱岐市の学校給食における基本方針

- 1 小・中学校及び保護者、学校給食センター、関係医療機関等の関係者（以下「関係者」）は、食物アレルギーの有る児童生徒が楽しい学校給食の時間を送れるように努める。
- 2 関係者は、食物アレルギーの有る児童生徒に対しての正しい理解と協力が得られるよう共通理解と連携を図る。
- 3 食物アレルギーへの対応は、医療機関において作成された学校生活管理表等を基に個々の状況について確認したのち、学校及び学校給食センター等の実情を考慮し、資料提供、除去食、代替食、弁当持参等の方法により行う。
- 4 校長は、関係者と連携し、安全面に配慮し実施可能な条件を満たした対応をする。

II 実施基準

- 1 医師の診断によること。
 - (1) アレルギーが特定できており食物アレルギーが明確であること。
 - (2) 保護者から、学校生活管理指導表（食物アレルギー用）（様式2）及び原因食材一覧表（様式3）等が提出されていること。なお、1年に1度は、医療機関にて受診すること。
※ 様式2・3については、除去食対応者に配布する。
- 2 家庭でもアレルギー対応を実施していること。